

# 議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

## 議案名

議案第17号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者に係る保険料率等を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

### 1 介護保険料率の改正

第8期介護保険事業計画で定める令和3年度から令和5年度までの間の所得段階別介護保険料率を定めます。

### 2 低所得者の保険料軽減

第1・2・3段階の保険料を次のとおり軽減します。

	軽減前(年額)	軽減後(年額)
第1段階	39,600円	23,700円
第2段階	55,400円	39,600円
第3段階	59,400円	55,400円

### 3 令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例

平成30年度税制改正により、介護保険料の算定に関する基準である「合計所得金額」又は「公的年金等収入額+その他の合計所得金額」が増加する影響を遮断するため、給与所得等の金額から10万円を控除するものです。

(施行期日：令和3年4月1日)

## 背景・経過

介護保険制度は、平成12年4月の制度開始から3年ごとに国の制度の見直しが行われ、それに合わせて介護保険事業計画を作成し、事業の見込みや保険料の見直しを行ってきました。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護保険事業運営期間に保険者(市町村)単位で設定することとされており、第1号被保険者の人数、要介護認定者数、各種サービス利用者数に応じて、3年間の介護給付費見込みから推計し、保険料を定めています。

参考資料

第8期介護保険事業計画所得段階

第7期(平成30～令和2年度)					第8期(令和3～5年度)						
段階	課税状況		区分	保険料率	年額 (月額)	段階	課税状況		区分	保険料率	年額 (月額)
	世帯	本人					世帯	本人			
1	非	非	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者 ・所得等80万円以下	基準額×0.50	39,600円 (3,300円)	1	非	非	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者 ・所得等80万円以下	基準額×0.50	39,600円 (3,300円)
				○軽減後 【平成30年度】 基準額×0.45	35,600円 (2,970円)					○軽減後 基準額×0.30	23,700円 (1,980円)
				○軽減後 【令和元年度】 基準額×0.375	29,700円 (2,480円)						
				○軽減後 【令和2年度】 基準額×0.30	23,700円 (1,980円)						
2	非	非	・所得等80万円を超え 120万円以下	基準額×0.70	55,400円 (4,620円)	2	非	非	・所得等80万円を超え 120万円以下	基準額×0.70	55,400円 (4,620円)
				○軽減後 【令和元年度】 基準額×0.60	47,500円 (3,960円)					○軽減後 基準額×0.50	39,600円 (3,300円)
				○軽減後 【令和2年度】 基準額×0.50	39,600円 (3,300円)						
3	非	非	・所得等120万円以上	基準額×0.75	59,400円 (4,950円)	3	非	非	・所得等120万円以上	基準額×0.75	59,400円 (4,950円)
				○軽減後 【令和元年度】 基準額×0.725	57,400円 (4,780円)					○軽減後 基準額×0.70	55,400円 (4,620円)
				○軽減後 【令和2年度】 基準額×0.70	55,400円 (4,620円)						
4	課	非	・所得等80万円以下	基準額×0.90	71,200円 (5,930円)	4	課	非	・所得等80万円以下	基準額×0.90	71,200円 (5,930円)
5	課	非	・所得等80万円以上	基準額	79,200円 (6,600円)	5	課	非	・所得等80万円以上	基準額	79,200円 (6,600円)
6	課	課	・合計所得80万円未満	基準額×1.17	92,700円 (7,730円)	6	課	課	・合計所得80万円未満	基準額×1.17	92,700円 (7,730円)
7	課	課	・合計所得80万円以上 125万円未満	基準額×1.20	95,100円 (7,930円)	7	課	課	・合計所得80万円以上 125万円未満	基準額×1.20	95,100円 (7,930円)
8	課	課	・合計所得125万円以上 200万円未満	基準額×1.30	103,000円 (8,580円)	8	課	課	・合計所得125万円以上 200万円未満	基準額×1.30	103,000円 (8,580円)
9	課	課	・合計所得200万円以上 290万円未満	基準額×1.60	126,800円 (10,570円)	9	課	課	・合計所得200万円以上 290万円未満	基準額×1.60	126,800円 (10,570円)
10	課	課	・合計所得290万円以上 400万円未満	基準額×1.63	129,100円 (10,760円)	10	課	課	・合計所得290万円以上 400万円未満	基準額×1.63	129,100円 (10,760円)
11	課	課	・合計所得400万円以上 600万円未満	基準額×1.75	138,600円 (11,550円)	11	課	課	・合計所得400万円以上 600万円未満	基準額×1.75	138,600円 (11,550円)
12	課	課	・合計所得600万円以上 800万円未満	基準額×1.80	142,600円 (11,880円)	12	課	課	・合計所得600万円以上 800万円未満	基準額×1.80	142,600円 (11,880円)
13	課	課	・合計所得800万円以上 1,000万円未満	基準額×1.90	150,500円 (12,540円)	13	課	課	・合計所得800万円以上 1,000万円未満	基準額×1.90	150,500円 (12,540円)
14	課	課	・合計所得1,000万円以上	基準額×2.20	174,300円 (14,530円)	14	課	課	・合計所得1,000万円以上	基準額×2.20	174,300円 (14,530円)

※表中「所得等」とは、前年の公的年金等収入金額と公的年金等の所得を除く合計所得金額の合計をいう。

※月額欄の金額は、あくまでも目安です。

※第7期における第1・2・3段階は、令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、令和元年度・2年度の保険料を軽減しました。

※第8期における第1・2・3段階は、令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、保険料を軽減します。